

令和5年第5回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和5年5月24日（水曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 井橋 貞夫
教育参事 伊藤 誠
教育次長兼教育総務課長 森川 和典
学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当） 笠井 博貴
生涯学習課長 塚本 豊康
子ども青少年課長 長塚 逸人
スポーツ振興課長 豊島 寿
図書館課長 樋口 康代
文化芸術課課長補佐 矢部晃一郎
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛸原 康友
教育総務課 総務法規係 係長 中村 翔
7. 議 題
報告第12号 地方自治法第180条の3に基づく協議について（非公開）
協議1 小規模特認校への指定学校変更申請等の取扱いについて
議案第27号 取手市部活動地域移行推進協議会設置要綱について
議案第28号 取手市就学援助規則の一部を改正する規則について
議案第29号 取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について
議案第30号 取手市社会教育委員の委嘱について
報告第10号 取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命について
報告第11号 取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
報告13 令和4年度取手市教育支援委員会審議者数の報告について

8. そ の 他

- (1) 令和5年第1回取手市議会定例会一般質問について
- (2) 6月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和5年第5回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは教育長報告をさせていただきます。6項目になります。

まず1点目ということで、取手市初任者等フォローアップ研修の開催についてということです。5月11日（木曜日）に、取手西小学校を会場にいたしまして、本年度採用の教諭、講師、養護教諭、18名の参加を得ました。今回は、若手教員や特別支援学級の授業を参観すること、研修等を通して、指導方法の向上等、授業力の向上を図るという狙いで行いました。中身については、①から③までということで、まず授業参観です。3人の授業者、2年目と3年目の教員も入っております。あとはベテランの特別支援の教員の指導も見る形で行っております。2番目として、指導課長等の指導講話。3点目ということで、研究協議を行って、その中で自分の考えとか悩み等を出していただいたわけでございます。

2点目です。第44回子ども天国ということで、4月29日、取手緑地運動公園において第44回子ども天国が開催されました。こちらについては、櫻井委員にも参加していただきましたけれども、青少年相談員の参加3回目ということで、ストラックアウトのブース、啓発活動も含めてなんですけれども、行っていただきました。青少年相談員15名と事務局4名で当たりましたけれども、こちらにつきましては395名の参加をいただいたところでございます。非常に盛況でございました。

3点目です。取手ジャズフェスティバル2023 Part 1の開催ということで、こちらについては5月の3日・4日、非常に好天に恵まれましたけれども、市民会館の屋外特別ステージで行われました。当日は、竜ヶ崎一高の吹奏楽部、キングフィッシャーズ・ジャズ・オーケストラ、こちらは市民のビッグバンドです。あと初出演ということで取手一中の吹奏楽部と、藤代南中学校、取手松陽高校、取手交響スペシャルバンドなどのアマチュア14組の公演も行われたところでございまして、2日間で2,700人の方に楽しんでいただきました。Part 2については、10月14日（土曜日）に、プロミュージシャンによる有料公演ということで、市民会館大ホールで開催予定でございます。

4点目です。学校運営協議会実施校長研修会と公民館長の研修会ということで、

こちらについては午前・午後ということになりましたが、5月8日に行っていただきました。こちらについては、今年度から新たに学校運営協議会が始まる校長8名と、あと午後については公民館の館長6名を対象に研修を行ったところでございます。こちらについては、講師の先生のほかに山王小学校の校長、既に経験されていますので、校長にも来ていただいたところでございます。参加者の声ということで、初めて取り組む学校の校長からは、学校と関係者の役割分担とか説明を行うので説明資料を提供できないかというお話がありました。また、コーディネーターをどうやって選任するかなど、そういった方法についても質問があったところでございます。講師の安齋先生のほうからは、学校ごとによってそういうやり方を変えたりするので正解というものはないんだけど、校長の考えをもとにして実施できるので、いろいろな助言をいただきながらやっていく形で考えてございます。今後の予定につきましては、6月には、新たに学校運営協議会を設置する学校の協議会委員を対象とした研修会、また教頭会での研修会を実施する考えでございます。

続いて5点目です。第31回取手ふれあいウォーキングの開催ということで、先日5月20日（日曜日）に実施したところでございます。今回につきましては、岡台地周辺の将門ゆかりの地を巡ります8キロコースと、東漸寺を回る4.5キロコース、2種類の構成といたしまして、合わせて189名の方々に参加していただきました。

6点目です。取手図書館まつりの開催ということで、こちらについても21日（日曜日）に取手図書館で行ったところでございます。こちらについては、図書館ボランティアとりでとの共催ということになりました。当日は約1,100人の方に来ていただきまして、子どもたちの絵日記の展示とか、リサイクルブック、メモ帳などの手作りコーナー、お話し会、館内見学ツアー等、多くの方に楽しんでいただいたところでございます。翌週の5月28日には、ふじしろ図書館まつりということで開催する予定になってございます。こちらについては開館20周年を記念した展示とか、記念講演会、文化財で振り返る郷土の歩み等を開催する予定になってございます。

私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせいたします。この後議題となります報告第12号につきましては、事務局職員の人事に関する案件となります。したがって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第12号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので、報告第12号の議事は非公開とさせていただきます。

傍聴の方におかれましては、本件にかかる議事はただいま非公開とすることが議決されました。本件の議事が終了するまでの間、傍聴の皆様には御退席をお願いしたいと思います。

それでは暫時休憩といたします。

午前9時37分休憩

午前9時38分再開

○教育長（伊藤 哲）

休憩前に前に引き続き会議を再開いたします。

報告第 12 号、地方自治法第 180 条の 3 に基づく協議についてを議題といたします。

本件についての説明を井橋教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 12 号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

○教育長（伊藤 哲）

協議 1、小規模特認校への指定学校変更申請等の取扱いについてを議題といたします。

小規模特認校への指定学校変更申請等の取扱いにつきましては、教育委員の皆様の御意見を事前に十分にお聞きしまして、御議論をいただいた上で決定し、規則の改正や児童の募集などを実施していきたいと考えてございます。今回の協議につきましては、その議論のもととなる資料をお示しいたしました。

資料についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

協議 1、小規模特認校への指定学校変更申請等の取扱いについて、御説明させていただきます。

小規模特認校である山王小学校につきましては、資料 2 ページにありますように、取手市児童生徒の就学に関する規則第 6 条の 2 で規定しております。これまで定員等につきましては、規則では規定せず、実際の運用の中で各学年 20 名程度としておりました。

続いて、資料 1 ページのほうにお戻りください。規則改正を考えている背景としましては、山王小学校の小規模特認校としての特色ある教育活動への認知が進み、保護者、児童の関心が高まり、就学希望者が増えてきております。今後、就学希望者全員を受入れた場合、小規模特認校としての特色ある教育活動に支障が生じることが想定されます。そのため、規則を改正し、各学年の定員及び定員を超える就学希望者があった場合の対応を明記していきたいと考えております。

まず、各学年の定員につきましてはですが、17 人としたいと考えております。この人数は、現在の 35 人学級を前提として、各学年複数学級となる学年での各学級の最少人数、この場合 36 名を超えると 2 クラスに分かれますので、18 名を下回る形で設定しております。学校側からも、山王小学校の特色ある教育活動を維持し、成果を上げていくためには、この規模が適正であるという意見を伺っております。ただし、定員に達した後、学区内に転入児童があった場合など、教育委員会が特に認める場合は、定員を上回ることができるものとしていきたいと思っております。なお、小規模特認校開始時 20 名程度としていたのも、40 人学級を前提としまして、同様の考え方からのものでございます。

続きまして、申請人数が募集人数を超えた場合の対応につきましてはですが、こちらは公平性を確保するため、公開による抽せんをしたいと考えております。ただ

し、兄弟姉妹が山王小学校に在学中の児童につきましては、兄弟姉妹別れてしまうのも問題がありますので、そちらは優先的に入学していただけるようにしていきたいと考えております。

資料下段の表を御覧いただきまして、本年度の入学生は14人、うち9人が学区外からとなっております。そして、令和6年度入学生の見込みですが、現在学区内に居住する人数が10名いらっしゃいますので、本年度と同程度の指定校変更希望者があった場合には、抽せんとなることが想定されます。ここで、参考までに、近隣や県内で小規模特認校を設置している市町村の状況をお話しさせていただきます。定員につきましては、それぞれの学校で学区内の居住者が違ってきますので、一概には言えませんが、学区内の在籍者を含めて、日立市が10名程度、野田市、阿見町が16名、柏市が17名、東海村が25名程度、水戸市が35名となっております。そして牛久市は、学区内の在籍者とは別に15人募集ということで聞いております。また、定員を超えた場合の対応につきましては、通常、定員を超えないと見込んで特に記載がない市町村もございますが、記載のあるところはいずれも抽せんということでうたわれております。

協議1についての御説明は以上です。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

それでは、本件に対します御意見をお伺いしたいと思います。個人的な感想でも結構ですので、事務局に確認したい点などございましたら、あわせてお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。とてもよく分かりました。定員を17名とすることについては異議ありません。抽せんのごことが少し気になっております。

2点ほど御提案したいんですけれども、抽せんのやり方が、抽せんを引く者、例えば学校によっては親が引くということもあるんですけれども、負担がないように留意していただけるといいなと思います。やはり、かなり緊張しますし、何かいろいろほかの学校でもうまくいかなかった場合につらい思いをされる保護者の方もいらっしゃるということが1つ。

それから、抽せん外のお子さん、山王小学校の児童以外も参加できる活動、行事、既にあるというふうには聞いてるんですけど、それを増やしたり、定員を増やしたり、多くの方が山王小学校の魅力ある教育に参加できるように工夫していただけたらと思います。以上2点です。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

ありがとうございます。抽せんのやり方ですね。親御さんが自分で引いて外れた場合、かなり心が苦しいというような御意見ありがとうございます。そういうことにも配慮して、抽せんのやり方のほう、まだ実際には公開にしようと、公開じゃないといけないねという話になっているんですが、その先の細かい部分については、これから運用の中で進めていきますので、そちら十分注意してまいりたいと思います。

また、外れたお子さんが山王小の行事に参加できること、今もあるということで、そちらのほうをできるだけ増やしていけるのか、そして人数のほうも増やしていけるのか、学校と十分協議してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。私もやはり2点、お伺いしたいことと、御提案です。

まず、お伺いしたいことですが、山王小学校に小規模特認ということで入られたい、希望する保護者の方の中には、特別な事情がおありの方もおられるかと推察されます。例えば人間関係であるとか、家庭環境であるとか、そういった方につきましても、兄弟姉妹が山王小学校に在籍中ではないからという理由で一律に抽せんということになるのでしょうか。

また、自分のお子さん、特に第1子が小学校に入るときには、普通でもおうちの方いろいろ考えてしまうと思います。特に指定の学校ではなく、変更して山王小学校にということ、やはり、いろいろ気持ちが揺らぐこともあると思います。今も石隈委員のほうからもありましたが、そういった気持ちの負担を少しでも和らげ、またおうちの方にいろいろな考えを示すという意味でも、申込み状況を学校のホームページなどで示して、いついつ現在で申込みしている人は何人ぐらいですというような、これで抽せんになるのか、ならないのかというようなことも保護者の方が分かると思いますので、ホームページなどで示してはどうかと思いました。以上2点です。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

ありがとうございます。まず、後半のホームページで公表する件につきましては、そこまでちょっと考えてなかったんですが、やれることですので、親御さんの負担を軽減するために提示、どのくらいのスパンにするかはこれから考えますが、載せていきたいと思います。

あと、そうですね、特別な事情、正直ここは私どももこの話を内部で協議しているときに、どこまでを特別な事情とするかで、この子はいいよ、この子は駄目だよという線がなかなか引きにくいということで、現在のほうは抽せんということで考えております。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

質問というよりは感想なんですけれども、山王小の校長先生からお話を聞いたところ、保護者の方が積極的にPTA活動をやってくれていることで、学区内の方も積極的に手を挙げて役員を引受けてくれているということで、非常に保護者の方もみんな山王小よくしようという考えがうかがえて、とてもすばらしいことになってい

るなと思いました。感想です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。そのほかございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。おおむねしょうがないのかなという感じは、人数の設定ということに関しては、どこかで決めなきゃならないんだろーということはあるんですけど、多分、誰もがそこに行きたいという子どもたちを拒否するということはない、そういう考えのもとでいるだろーとは思いますが、最終的に抽せんとなった場合は、本当に子どもや親の気持ちを考えると、すごく大変なんだろーななんて思いになってしまうんですけど、できたらみんな入れたいなと思うんですよ。だって、20人でも、30人でも、小規模特認で認めてもらえるのであれば、できるんじゃないかなという気がしないでもないんですけど、そんなことはおかしな考えなんではなかろうか。少しゆとりのある状況で募集ができるような方向性で、少しでもなればいいなという思いを持って、この案に賛成いたします。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

そうですね、小谷野先生おっしゃるように、私どもも線を引かなきゃならないつらさ、ただ逆に、線を引かなきゃならないほど人気が高まっている喜びというものもあるんですが、やはり小規模特認校の特色ある教育活動のためには線を引かざるを得ないのかなという考えを持っております。

○教育長（伊藤 哲）

実際、今回これをやってみて、そういった保護者の方の反応とか打開策とか、いろいろ条件を考えなくてはいけないかなと、今、お二人からありましたけれども、ただ特別な事情というものをどうとらえるかっていうのは、小規模校、要するに少人数だということが前提になるものだとすると、それは就学相談を事前にきちんと指導課のほうでやって、個々に応じたその指導の在り方というのは特別支援的な教育の部分があるので、それは当然、山王小も含めてになるかもしれませんが、近くの学校で特別支援の指導の在り方についてはよく知っていただいて、保護者ともいろいろやりとりをして理解を深めた上で、そのポイントというのは、保護者の意向を当然踏まえてですけれども、ふさわしい教育の在り方というものを模索していくというのは一番大切なのかなという気がいたしますので、まだまだその辺については応募といいますか、希望される保護者の方には、まだそこはなかなか周知が不十分なところがあるので、そのやりとりは就学指導といいますか、就学相談についてももう少し十分にやっていきたいなというふうに考えてございます。

そのほかにもございますか。今までの話をもう一度、再確認でも結構ですので。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。今、小谷野委員の、希望する子は全員入れてあげたいなという気持ち、それは私ども、猪瀬委員もそうですし、石隈委員もそうですし、教育委員みんなが、もちろん委員会の事務局の方みんなが同じ気持ちだと思います。

す。その上で、やはり小谷野委員がおっしゃったように、ゆとりのあるときには裁量的なものをもって臨んでいただけたらなと思います。

○教育長（伊藤 哲）

一番大事なところですね。ありがとうございます。

そのほかございますか。協議の場としては、このぐらいでよろしいですか。

またお考えが出てくるかもしれませんが、それでは現時点ではこの事務局の案ということで、再度また議案ということで提示してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、小規模特認校への指定学校変更申請等の取扱いについては、事務局が提案する形で進めていきたいと考えてございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○学務課長（直井 徹）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、議案第 27 号、取手市部活動地域移行推進協議会設置要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を豊島スポーツ振興課長お願いいたします。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

スポーツ振興課、豊島です。よろしくをお願いいたします。議案第 27 号、取手市部活動地域移行推進協議会設置要綱について、御説明申し上げます。

本件につきましては、国から示されております、部活動の地域移行の方針に基づき、取手市立中学校における休日の部活動の段階的な地域移行について、事業を推進するため、取手市部活動地域移行推進協議会を設置するため、その要綱を制定するものでございます。

資料 1 ページ、設置要綱案を御覧ください。第 2 条、この協議会での所掌事務でございますが、休日部活動の地域移行について、段階的な移行を進める上で必要な様々な課題に対する検討、事業を展開していくために必要となる準備事項に係る協議、モデル事業を初めとしてこれからスタートしていきます事業を円滑に運営していくための方法などにつきまして、各方面から御意見を伺いながら協議会を進めてまいりたいと考えております。

次に、第 3 条、組織でございますが、以下のメンバーで進めさせていただきたいと考えております。1、取手市スポーツ協会代表。2、取手市スポーツ少年団代表。3、総合型地域スポーツクラブ代表。4、取手市中体連代表。5、保護者代表。6、指導者代表。7、学識経験者。8、文化芸術関係団体代表。以下、行政側となりますが、9、教育部長。10、教育参事。11、学務課長。12、指導課長。13、スポーツ振興課長。14、その他教育委員会が必要と認めるものとなります。

次に、第 4 条、任期は 2 年としまして、再任は妨げないものといたします。

以下、第 5 条、委員長及び副委員長。第 6 条、会議、こちらにつきましては、取手市の他の協議会などを参考に定めさせていただいているところでございます。

そして第 7 条、庶務につきましては、本協議会の庶務は、スポーツ振興課が担当させていただきたいと考えております。

なお、本協議会につきましては、予定といたしまして、6月、10月、2月の年3回の開催を予定しております。また、協議会の運営にあわせまして、アンケート調査を、モデル校の参加者を初めとしまして、全中学校の生徒や保護者の方に対し行いまして、モデル校の実証、それから来年度以降の事業展開の参考資料として、協議会においても御意見をいただこうと考えております。

なお、この推進協議会の運営経費につきましては、添付しております参考資料にありますとおり、国の補助制度を活用しまして、国と県からそれぞれ3分の1ずつ補助金を受けて実施することとしております。

最後に、モデル校事業について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。取手市としまして、今年度、令和5年度のモデル事業としましては、藤代中学校と藤代南中学校の野球部と剣道部、こちらをモデル校としまして、総体終了いたします7月から、休日の部活動について、合同部活動というような形で事業を開始させていただくというようなことで、現在、調整を進めさせていただいているところでございます。どちらの部活動も、もともと参加者が少なく、単独ではチームが組めないような状況にあること。また、これまでも交流があったことなどから、モデル校として選定をさせていただきました。指導者につきましては、現在の顧問の先生や指導者の中で、引き続き御指導いただける方をお願いしまして、先生をお願いする場合には、兼業の承認手続をとっていただいた上で指導をお願いすることとしております。

今後の目標としまして、休日の部活動の地域移行につきましては、令和8年度のスタートまでに、全ての休日の部活動について地域移行ができるように、今後、事業を進めて取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長（伊藤 哲）

以上で本件に対する説明が終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願ひいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。最初の立ち上げが大変だなという感じをすごく持ちます。その中で、組織の中でちょっと伺いたいところがありまして、それぞれ1番から14番までの委員関係を委嘱することになっているんですが、16名以内ということですので、多分ここは1人ずつという形になるんだろうと思うんですが、その中で指導者代表という表現があるんですけど、この指導者というふうな対象は、例えば教員とか、現在外部コーチとかというような部分の中での選出ということなんでしょうか。それとも、その他の対案みたいなものがあれば伺いたいと思うんですけど、よろしくお願ひします。

○教育長（伊藤 哲）

豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

お答えいたします。この6番の指導者につきましては、今、小谷野委員がおっしゃったように、現在指導に当たっていただいている先生方、あるいは外部指導者として入っていただけるような方、その辺からお願ひするような形で考えております。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。2点ほど、感想のレベルなんですけども、これまでも御説明があって理解はしているんですけど、今まで部活動が学校教育の一環というか、その中で行われてきて、これが地域のほうに移行するということですので、社会教育というか地域全体での教育の枠に移行しつつあるということは理解して、それが先生方の働き方改革にもなるということは理解しております。そこで、学校教育の一環というか、その中でやっていた場合の教育目標といいますか、心身の健康であるとか、社会性であるとか、そういうところを大事にしたいなど。この図の上に書いてある「少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保」というのは、もうそのとおりなんですけども、やはり教育という意味でやってきたことも、小学校に比べて、日本では部活動が学校で行われるというところのよさもありますので、もちろん大変さも限界もあるということの中で出てきたので、その方向性に反対ではなくて、むしろ賛成なんですけど、そういうところをもう1回教育として部活動をやってきたことの意味も大事にして、確認したい。その結果、どうしてもこの部活動って熱心なコーチと熱心な子どもが入ると、競技性が高まったりとか、体罰とか、そういうこともゼロではこれまでなかったのではというのが、1点です。

それから、地域中心になることで、学校の場合は、学校の放課後ということなんですけども、いろいろなところでの親御さんの、もし学校外の場所を使ったりすると送り迎えとか、いろいろなことでその御家庭の負担とか、それはもう家庭も参加して協力するということにはなるかと思うんですけども、支援を要する御家庭の場合も含めて、学校から離れることでのそういう方への負担とかが大きくなるようにしたいなというのが2点、感想ですけど申し上げたい。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

御意見ありがとうございます。まず、この地域部活動について、学校教育のような教育としての活動というようなことですがけれども、今回、スタートに当たっては指導者を、現在指導していただいている先生方でできる方をまずはお願いするというようなことで考えています。これというのは、いろいろ近隣の市町村ですとか、県のほうなんかにもちょっとお話を聞いたところ、子どもたちの安心感だとか参加のしやすさなどを考えると、いきなり外部のコーチが来て競技性は高いんでしょうが、やはり安心感とかそういったところで、先生にかなうものはないだろうというような、圧倒的にやはり先生方が指導者となったほうが参加率も高いというような数字も出てるようですというようなことで、いきなりではなくて徐々に地域のよさだとか、学校のよさだとか、そういったものを含めた活動に持っていければなというふうに考えております。

あと、その移動のお話ですが、これはなかなか難しいところがございます、まずは近隣、今回の藤代中と藤代南中というのは、もともとは同じ学区だったという

こともあって、比較的通いやすいところはあるのかなと思うんですが、それでもやはり遠くなってしまうという方もいらっしゃると思いますので、その辺は今後の検討課題として我々も考えているところでありまして、御意見ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。確認ですけれど、こちらはあくまで休日の部活動を段階的に地域移行するための推進協議会をつくるというような内容でよろしかったと思います。その際に、休日とはいえ、休日の部活動と平日の放課後の部活動、親御さん、また実際に部活動に参加している生徒たちは、休日と平日の部活動の違いというのではないと思うんです。平日の部活動、放課後の部活動の延長線上に休日の部活動があると思います。休日はこうだよ、平日はこうだよというときに、延長線上にある以上は、休日と平日の流れ、平日はこうやっている、休日はこうやっている、やり方がまるっきり別だったり、そこの指導者の間に方針の違い等があったら、一番困るのはそこに参加している生徒さんたちだと思います。まず、その流れを切らないように、子どもたちが部活動に取り組む姿勢であるとか、気持ちであるとか、そういうところの流れを切らないようにしていただきたいなという思いが1つ。

あと、もう1点ですが、第3条の2項のほうに委員の方々が書かれておりますが、保護者代表、指導者代表、それぞれこの要綱ですとお一人ずつというふうに読み取れるんですけれど、特に保護者の方はお一人で保護者の意見を十分に話せるか、あるいは保護者の気持ちを十分に協議の場で伝えられるかというのは、どうかなと思います。16人以内をもって組織するとあるので、保護者代表、また指導者代表につきましては複数人でもよろしいのではないかなと思います。具体的には、今回、藤中と南中がモデル校になっていますので、それぞれの中学校からお一人ずつというような形で参加していただければ、協議の場に保護者あるいは指導者の意見がさらに厚く反映されるのではないかなと思います。よろしくお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

この流れを切らさないようにということですが、今回、先ほども申しあげましたように、急激な変化ということではなくて、徐々にいい形で地域での活動を進めていけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

あと、委員の保護者、それから指導者、それぞれ2名のほうがよろしいのではないかなという御意見でございますが、現在考えておりますのは、保護者のほうにつきましては、市のPTA連合会ですか、こちらのほうの代表というようなことで、そちらである程度内部の御意見などをまとめていただくような方向で考えております。

それから、指導者のほうにつきましても、現在、こちらの腹案として持っているのは、中学校の中体連の理事というようなことで、実際に現場の指導に当たっている方で、その中の理事長さんをお願いをするというようなことで、こちらも定期的

に会合とかを持っているような状況ですので、中の御意見としていろいろ話をまとめていただくようなことも考えておりますので、現在のところは、私どもとしては1名でいきたいというふうに考えているところです。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。今の御説明によりますと、そうしますと保護者のほうは、市P連の代表ということで、市P連のほうから参加していただく。その際に、市P連のほうで、この内容について、つまり休日の部活動の地域移行の内容について十分御協議した上で、市P連の御意見、つまり一般のPTAの方々、保護者の方々の御意見も十分に組み入れるということでもよろしかったでしょうか。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

十分にというところは、これからいろいろ説明していかなければいけないところになるのかなと思うんですが、我々のほうで今考えている方については、この今回の学区の中の方でありまして、実際サッカーのクラブとかでいろいろ指導とか、そういったことも現場をいろいろ見ている方ということもございまして、いろいろな御意見もいただけるのかなというふうには考えているところです。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。部活動は、本当に保護者の方々の支えがあって成り立つところもあると思います。保護者の方の意見というのは、十分に入れていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

そのほかございますか。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

すいません何度も。今、お話が出ていた、保護者とか子どもの意見みたいな部分というのは、やっぱり大事ですよ。それで、アンケート関係のほうをとってという形のスタートをするというふうなことを先ほど言われたと思うんですよ。そういったアンケートの中に、保護者や子どもたちの意見がきちんと反映できるような部分を、令和8年度スタートに向けても、毎年とっていただくような形の継続性を持って進めてもらえたら、より子どもたちが親の思いをある程度理解して進めていけるのではないかなというふうな感じもしておりますので、大変でしょうけど、その辺のところも十分に進めていただければありがたいです。

○教育長（伊藤 哲）

豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

アンケートにつきましては、今回のモデル校に参加された方だけではなくて、ほかの学校のお子さん、それから保護者の方に対しても、しっかりと行っていきたいというふうに考えています。また、各学校の現状ですとか、先生方の考え方、やりたいというような内容のことも、いろいろくみ取って、十分に配慮して進めていきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。先ほども、小谷野先生からもおっしゃったような内容、ちょっと近くなってしまうんですけども、実際部活をやる子どもたち、そういった意見をまとめるというか、子どもたちの意見を反映させるのは、これは保護者なのか、指導者にまとめてお願いするというか、実際子どもたちの意見というのは、どのように取り組むような形になるのでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

今回、モデル校に参加していただいたお子さんには、一人一人アンケートを取って、直接いろいろ声を伺いたいと思います。また、保護者の方にも同様に意見をいただきたいというふうには考えております。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

実際にそれをやるならば、きっと集まった子たちが独自で指導者と協議会を持ったほうがいいと思うんですよね。実際に、休日をこんなふうにやっていきたいんだという思いをお互いに話し合いしながら協議していくことが、より子どもたちにとってはプラスになっていくだろうし、指導者にとっても競技者の思いをしっかりと事前に知った上で、計画を立てていくということが大事になってくるかと思しますので、今はそういった指導者ばかりにしていけないと、きっと体罰関係等はないと思いますよね。そういった意味では、今の御意見は非常に大事なことであり、ぜひ面倒だけども進めていってほしいなというような感じをしています。

○教育長（伊藤 哲）

豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

御意見ありがとうございます。本当にそういった参加者の声というのは大事だと考えておりますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。これだけの時間の中でも、これだけ御意見が出ている事項ですので、まず協議会のほうできちんと議論をやるのと、外部の意見をどうやって取り入れるかということことなので、それについて協議会の中で十分話したいということと、あと協議会の組織のメンバーをどうするかということもあるので、事務局の案もあるんですけども、もう1回御意見を踏まえて、考えるべきところは事務局のほうとしても考えてもらうようにしたいと思います。

そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、意見を終結いたします。これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 27 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして議案第 28 号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則について、議案第 29 号、取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について、以上 2 件を一括して議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

議案第 28 号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。提案理由としましては、国の要保護児童生徒援助費補助金、その中の新入学児童生徒学用品費等の補助単価が改められたため、本規則の一部を改正するものです。あわせて、様式の一部を改正するものです。

改正点につきまして御説明させていただきます。御手元の議案書 1 枚めくっていただいて 1 ページ、その裏の 2 ページを御覧ください。1 ページが改正前、2 ページが改正後となっております。国の支給費目中、中学校の新入学児童生徒学用品費等の補助単価が 6 万円から 6 万 3,000 円へ、3,000 円引上げがされましたので、国の補助単価に準じて支給を行っております中学校の入学準備金及び新入学用品費の支給単価について、同様の改正を行うものでございます。なお、令和 4 年度中に入学準備金として支給を受けた方で、本年度就学援助に認定された方に対しましては、差額の 3,000 円を支給してまいります。様式の改正につきましては、記載内容の簡素化ですとか、これまで記入に間違いが多く見られた項目に説明を加えるなどの変更を加えるものです。

続きまして議案第 29 号、取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。提案理由としましては、国の特別支援教育就学奨励費（新入学児童生徒学用品費）の補助単価が改められたため、本規則の一部を改正するものです。あわせて、様式の一部を改正するものです。

改正点について御説明させていただきます。同じく御手元の議案書 1 枚めくっていただきまして 1 ページと 2 ページを御覧ください。1 ページが改正前、2 ページが改正後となっております。国の支給費目中、中学校の新入学児童生徒学用品費の補助単価が 2 万 8,990 円から 3 万 490 円、1,500 円引上げがされましたので、国の補助単価に準じて支給を行っております中学校の新入学用品費の支給単価について、同様の改正を行うものでございます。なお、こちらは全員が入学後の支給であるため、差額の支払いはございません。様式の改正につきましては、同意書欄の文面の変更や、回答の選択肢を追加する変更を行うものです。

議案第 28 号・29 号についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。国のほうで補助金の額が変わったということで、こちらの内容については御説明していただいた内容でよろしいかと思いますが、こういったもの、これに限らず、また教育委員会に限らず、市長部局も含めた全体的なものなんですけれど、こういった書類を書いて提出するというのが、もうちょっと楽になるといいますか、使う側の目線で楽になる方法はないかなと一市民として、いろいろ書類を書いて出さなきゃならないときに思います。具体的には、今もそうなんですけれども、一部の書類でしたら市のホームページからダウンロードできるんですけれど、どこに行ったらダウンロードできるかというところまで市のホームページを見て、これは何課だから何課のところを見て、これを見てということで、どこに行ったらダウンロードできるかというのが、例えばQRコードで、就学援助金でしたら就学前の健康診断であるとか学校の説明会のときに、就学援助についてはここを見てくださいということでQRコードを添えたチラシを就学前の説明会に配布すれば、このQRコードを読み取って、書類をダウンロードして書いて、メールでお送りできるものでしたらメールで送るというような、あるいは個人情報に関係でどうしても役所に持っていかなきゃならないにしても、役所にこの書類を取りに来て持っていくということではなくて、ダウンロードして提出する分だけ提出するというような、そういった全体的な提出の手間が省けるような方向がちょっとでもあればいいなと。教育委員会のことだけにももちろん限りません。市の全体的にこういった書類関係を、出すのは手間だなと常に思っていることなので、ちょっとこの場で申し述べさせていただきます。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

それでは、私のほうからはこの就学援助に絞った御回答になってしまうんですが、今回、去年の11月からホームアンドスクールという、教育委員会からも保護者のスマートフォン等に直接通知できる制度、仕組みができました。今回、就学援助のお知らせについても、初めてそれを使ってみましてやったところですが、ただ一部、やはりスマートフォンからだと言った印刷ができない等のお話がありまして、様式は学校でも、私どものほうでも受け取っていただけるようには当初からしていたんですが、ただ、せっかく電子で送ったものを、また打ち出して書いて提出するという流れになっておりますので、そこは電子的な申請ができるようにならないかということで、技術的なことも含めて担当のほうに指示をしたところでございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。とても助かります。

○教育部長（井橋貞夫）

櫻井委員おっしゃるように、利便性を向上させるために、広報とりで等にもQRコード、2次元コードを極力入れて、すぐそのページに行くような工夫はさせていただいております。ですから、市民の皆さんに配布する書類にQRコードをつけられるかどうかというのはちょっと課題があるんですけれども、なるべく櫻井委員がおっしゃったように、市民の皆さんが素早く書類が入手できるような形も、魅力とりで発信課のほうにも、そういった御意見があったことは伝えておきたいと思っております。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 28 号及び議案第 29 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 28 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は原案のとおり決定をいたしました。

続けてお諮りいたします。議案第 29 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 30 号、取手市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を塚本生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

それでは議案第 30 号、取手市社会教育委員の委嘱について、御説明させていただきます。提案理由ですが、取手市社会教育委員の退任による欠員補充のため、令和 5 年 6 月 1 日付で別紙のとおり委嘱するものです。

次ページに別紙として名簿を添付してございます。そちらを御覧になってください。新たに委嘱するのは市校長会長、石塚康英氏、取手西小の校長になります。市 PTA 連合会会長の鈴木 裕氏、藤代南中 PTA 会長の 2 名の方で、委嘱期間は現在の社会教育委員の残任期間であります、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日の 1 年間にあります。

次ページには、社会教育委員の職務内容について記載してございます。社会教育法第 15 条が社会教育委員の設置、法的根拠となっており、委員の定数、任期など、必要な事項は条例で定めることと同法 18 条で規定されております。取手市社会教育委員に関する条例及び社会教育法の関連条文の抜粋を、次ページに参考資料として添付しておきましたので、後ほど御覧ください。

〔石隈委員が退室〕

○生涯学習課長（塚本豊康）

次ページ、3 ページの 3 を御覧ください。会議につきましては、年間 2 回の定例会を開催いたします。また、定例会以外では、4 に記載しております研修会や、私たちの集いなどに出席いただいております。報酬は年額 5 万 5,000 円となっております。

説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

以上で本件に対する説明は終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告第10号、取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

教育総務課、森川です。よろしくお願いいたします。それでは、報告第10号、取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命について御説明をさせていただきます。令和5年度取手市奨学生審査会委員を別紙のとおり委嘱・任命いたしましたので、御報告をさせていただきます。

初めに、御手元の資料は3ページをお願いいたします。奨学生審査会の組織としましては、条例施行規則第6条に規定しておりまして、記載のとおり6名の組織員で構成をしております。戻りまして、資料のほうは1ページのほうをお願いいたします。令和5年度の審査会委員につきましては、表のとおりとなります。人事異動もありました関係で、今年度は新たに井橋教育部長、丸山指導課長、市内の小中学校長代表には取手第一中学校の蛸原校長先生、福祉事務所長として彦坂福祉部長を選任させていただきました。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。奨学生審査会では、取手市奨学金貸付条例施行規則及び奨学生選考審査運用基準に基づきまして、申請のあった奨学生の書類審査を行っております。審査会は、例年ですと6月に年1回開催しております。今年度も、6月下旬に開催を予定したいと考えております。令和5年度の募集状況でございますが、資料の下段でございます貸付け状況推移のとおりとなりまして、新規の方につきましては、現在も申請は受け付けているところですが、現時点で3名の方の申請をいただいているところです。継続の方は4名でございます。なお、さらに新規の応募があった場合には、この先も随時受け付けをしていく予定でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

以上で本件に対する説明は終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたしま

す。

これより報告第10号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第10号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第10号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第11号、取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を笠井教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

報告第11号について御説明させていただきます。取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、御説明いたします。

資料の2ページにまいります。取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期は、取手市みんなでいじめをなくすための条例第18条5項に基づき、2年となっております。第18条6項により、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間となっております。今回、4月の人事異動などにより、資料1ページにもありますように、9名の委員が前任者の残任期間の委嘱となります。報告は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

以上で説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。先日行われました、いじめ問題対策連絡協議会のほうに参加した委員の方からお話を伺うことができたんですけど、分科会で、ほかの委員の方と協議したのが大変勉強になったということで、直接、中学校の先生であるとか、そういった方からお話を伺えたのが、とてもよかったというような御意見があったんですが、その中で参加されている先生方が中学校の先生方ばかりで、小学校の先生方がいないのはなぜだろうというような御意見があって、ちょっと私のほうでは分かりかねるので、そうですねということで御意見としてお伝えしておきますということをお答えしましたので、今日この場でお伝えしたいと思いません。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

お答えします。委員のほうについては、資料1ページにありますように、中学校の生徒指導主事となっております。今後このことについては検討を行い、小学校の先生方、また多くの方々がこの連絡協議会に関われるような組織にしていきたいと考えております。また、第2回の連絡協議会については、子どもたちを入れた形で、大人と子どもたちがいじめ問題について考えるような、より多面的・多角的な視点でいじめ問題について協議をするような会を考えています。以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

その件については経緯がございまして、初めは小学校の先生入っていたんですが、余りにも人数が多過ぎて、なかなか協議する場というものを設定しづらかったので、小中連携して、中学校の生徒指導あるんですけれども、小学校の問題なんかを含めながら、この場に出席していただくという形はとっています。ただ、小学校との問題もありますので、改めてセンターのほうでその運営の仕方とか、意見の集約の仕方、協議会の運営の仕方についても考えていかななくてはいけないことかなと改めて思いました。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第 11 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 11 号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告 13、令和 4 年度取手市教育支援委員会審議会者数の報告についてを議題といたします。

本件についての報告を丸山指導課長お願いいたします。

○指導課長（丸山信彦）

まず初めに、教育支援委員会について説明させていただきます。教育支援委員会は、参考資料 3 ページの条例第 2 条にありますように、特別な教育的配慮を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育相談及び教育支援並びに当該幼児、児童及び生徒の就学に関し必要な事項について調査審議をいたします。必要な事項ということですが、例えば本人の障害等の状態、本人や保護者の教育的ニーズや意見、教育学、医学、心理学等、専門的知見からの意見や、学校や地域の状況などで、これらを踏まえた総合的な観点から就学先を審議する委員会となります。

それでは報告 13 の 1 ページ、令和 4 年度取手市教育支援委員会審議者数報告を御覧ください。1、審議者数については、全審議者数が 193 名、前年度比プラス 20 となっております。令和元年度、3 年前の全審議者数が 142 名でしたので、審議者数は増加しております。特別支援教育の理解が進んでいる状況が続いていると判断しております。2 番、審議結果内訳でございますが、1 番左の枠、新学齢児の審議結果ですが、特に特別支援学校への就学が望ましいと審議された児童が 8 名、そして実際に 7 名が特別支援学校に就学し、1 名が市内の公立小学校の特別支援学級に就学しております。そのような形で、その表を御覧いただくといいのかなと思います。

新学齢児につきましては、全体としてはおおむね昨年度と同様の審議数でした。続いて、小学校在学児童について、特に通級による指導が適当であると審議された児童が 11 名、これ昨年度比プラス 11 になっておりますが、これは藤代小学校、宮

和田小学校の2校に通級指導教室が設置されている状況において、通級指導教室で学ぶ児童が増加していることが理由となっております。通級指導教室におきましては、障害等の程度が比較的軽度な児童及び生徒が、例えば国語だけの時間、算数だけの時間というような形で、授業をそちらの通級指導教室で学ぶというような状況です。そのお子さんが在籍するのは、通常の学級となっております。ここが特別支援学級とは異なる部分です。同様に、中学校在生生徒についても、通級指導による指導が適当であると審議された児童が6名となっております。これにつきまして、今年度より、藤代南中学校に通級指導教室が設置されたことが理由となっております。今後、このような通級による指導というものが増えていくことが予想されます。今後もしっかりと運営をしまして、本人、保護者の教育的ニーズにこたえられるような形での教育支援委員会を運営していきたいと思っております。

報告は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

報告は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告13の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告13の議事を終わります。

続いて報告14、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を笠井教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

報告14、いじめ防止策の取組状況について御説明いたします。4月27日に、全小中学校の教職員を対象に、東京成徳大学の教授、また教育委員でもある石隈先生を講師に、生徒指導提要の改訂に係る研修会を行いました。研修では、生徒指導提要の改訂の柱や、生徒指導の意義、目的、また取手市のいじめ再発防止策を踏まえたチーム学校における援助サービスのシステムなど、充実した内容で、学びのある研修となりました。生徒指導提要が改訂され、間もない時期に、市内の全学校の教職員を対象に研修会が開催できたということは、とても意味のあることですが、この280ページに及ぶ生徒指導提要を今後どう現場に、現場の先生に理解してもらいながら実践していくかというのが、今後の教育総合支援センターとしての役割はすごく大きなものとして考えています。この改訂された生徒指導提要を、これから始まる学校訪問や研修の機会、また校長会、教頭会での場を通して浸透させていく。また、いじめ防止の取組だけでなく、児童生徒の成長発達を支える生徒指導へのシフト、チーム学校としての実現について、学校と連携協働し、教職員の意識改革を促していきたいと考えております。

続いて、取手市新規異動者を対象にした、取手市3つの取組に関する理解向上研修について、御説明いたします。5月2日に、今年度、取手市に赴任した管理職を対象に、教育相談部会システムの理解向上のための研修会をオンラインで実施いたしました。令和3年度、児童生徒の問題行動、不登校児童等、生徒指導上の諸課題

に関する調査において、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関で相談指導を受けていない小中学生が約4万6,000人にも上ることが発表されました。取手市の学校には、全ての児童生徒の小さなSOSを見逃すことなく、早期に、そして適切に、組織的に支援していくための教育相談部会システムがあります。教育総合支援センターが各校の管理職と連携を図り、教育相談部会システムの充実を通して、子どもたちを守り、そして子どもたちにとって学校が安心安全な居場所となるよう、積極的な支援を行ってまいります。

報告は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

以上で報告が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御報告ありがとうございました。4月27日の研修会、一緒に参加させていただきまして、生徒指導提要という用語自体が、私自身は「えっ」と思っていたんですけど、自分が辞めてから2年後にこれ出されていたので、理解不足だったなという感覚で伺わせていただきました。ただ、その中で石隈先生がおっしゃられたところで、すごく納得だなと思っているのが、取手市で今、積極的に進めている内容がこの中に含まれているんだよというようなことをおっしゃられていて、そういう理解からしていくと、先生方も安心して聞けたのではないかなという思いがするんですね。

では、これをどうやって心の中にきちんと受け止めていくかということになっていくと、今、先生おっしゃられたように、機会ごとに話をしていくということがとても大事になってくると思うんですね。全ては話せないと思いますので、やはりポイントポイントで進めていくということがとても大事な内容になってくるのではないかなというふうに感じております。特に、新規異動の先生方については、今この辺の取手でやっている意識というものについては、外部に行ったときでも話は聞いているとは思いますが、実際に中に入ったときには、全くその感じ方が違ってくると思いますし、考え方を新たにしなければならないというふうなところにもなってくると思いますので、そういった点でも今後の校長会、教頭会、教務主任会等のそういった集まりの中でも、ぜひ1点1点取り上げていただいて、再確認していただきたいと思いますというふうに思います。

なくしたいけれど、いじめがなかなか全部なくなる現状って、やはりあると思うんですね。そこで、やはり我々はしょうがないのではなくて、何とかなくしたいなという思いをみんなでも共有しながら進めていくということが、やはり教員としては大事なことだろうなというふうに思っていますので、そういった点でも指導課関係も含めて、センターの先生方が本当にみんなでも頑張っているんですけど、より一層頑張りたいなという思いで応援したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

応援のほうありがとうございました。センターでも、今年度は未然防止を大切

に、各校に行って研修などを積極的に行っていきたいと考えています。また、センター長としては、教育相談部会にも積極的に参加し、その学校の状況、管理職と話し合いながら、教育相談部会の充実を図っているところです。以上となります。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。改めまして頑張ってください。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

4月27日の研修に参加させていただき、ありがとうございました。私も、笠井センター長ほどの厚い本ではありませんが、個人的にこちらの本を、今度8月にいらっしゃる新井先生の本を購入しまして、生徒指導提要の改訂について個人的に勉強しているところですが、青少年相談員として地域のほうから学校を支えるという立場にいるんですけれど、やはりこの生徒指導提要が変わったことというのが、学校の先生方ももちろんそうなんですけれど、これからコミュニティ・スクール等も展開していく上で、学校に入っただけの立場の地域の方々、地域人材の方々、また先ほどお話にもありました部活動の外部指導者の方々にも、今の生徒指導はこの考えでやっているんだよということをきちんと伝えていくというのが大事なのではないかなと思いました。また今後もこのような機会がありましたら、ぜひ参加させていただきたいと思います。

あと、生徒指導提要の改訂の勉強するにあたってちょっと調べたら、これを全教職員の研修でやっている自治体はございませんでした。取手市すごいなと思いながら、お話を聞かせていただきました。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

ありがとうございます。これからの時代は、子どもたちを真ん中に、様々な大人がどう関わっていくかというのがとても大切なことです。これまで、子どもというのは学校の先生たちという意識がすごく高かったと思うんですが、私も様々な機会を通して、この生徒指導提要にある家庭や地域の関係機関との連携を大切に、子どもたちを育ていこうというのをしっかりと御説明しながら、サポートしていきたいと考えております。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

私も少しお話させていただきます。笠井センター長も丸山指導課長も、3月まで現場の教頭として取り組んでいて、その感覚を持って今の指導課なりセンターの仕事に関わって、やりとりでそれはすごく感じるの、継続性と新たな視点というのはすごく大事なところなので、私たちも、2人とも現場の感覚も吹き込まれてきますので、行政との学校とのつながりということも大切ですので、今あった話は大事にしていきたいと思います。ありがとうございました。

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告14の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 14 の議事を終わります。

次にその他に入ります。

事務局から報告等がございましたらお願いいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から 2 点御報告いたします。まず 1 点目、令和 5 年第 1 回取手市議会定例会一般質問についてです。委員さんのほうに PDF 資料で、議会資料ということで、令和 5 年第 1 回取手市議会定例会で教育委員会がお答えしました一般質問、こちらの質問内容と答弁ですね、議事録の速報版抜粋をお配りしております。こちらについては、後ほど御確認いただければと思います。

2 点目、6 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。令和 5 年 6 月の予定行事報告表ということで、本日現在のものがお配りされているかと思っております。6 月の教育委員会定例会、6 月 27 日（火曜日）午前中を予定させていただいております。また改めて書面で通知のほうを差し上げたいと思っておりますので、御確認をいただければと思います。事務局からの報告は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

そのほか、教育委員のほうからございますか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

すいません。杉並区の小学校で、校庭から釘が出てけがをしたなんていう話がありまして、宮和田小学校では金属探知機をちゃんと使って、奉仕作業のときに釘探しを行ったなんていうお話を聞きまして、市内ではそういう報告があればすぐ出るんでしょうけど、探したりとか、そういう活動などを行った小中学校というのはございますでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

森川教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

今、猪瀬委員さんからお話がありました、校庭の釘の件なんですけども、杉並区のニュース報道を受けまして、教育委員会としましても金属探知機を、実は以前に土の下に埋まってしまったようなマンホールを探したりするのに機器を 1 台持っておりました。それとあわせて、やはりそういった報道を受けまして、取手西小の石塚校長先生のほうが御準備をされたというお話を受けまして、それら機器を使いまして取手西小のグラウンド、それから寺原小学校——実は寺原小学校につきましては、一部そういった埋設の物ではないんですけども、古いピンがちょっと出ているよというような御意見があったもので、そこを踏まえまして調査を先週させていただきまして、反応が出た埋設の物については除去をしたというようなことをやっております。

実はこれ、かなりグラウンド広いものですから、時間と人数がかかって、どうしても教育委員会の職員直営ではなかなか難しいかなというのが 2 校をやった感想でございます。今後、業務委託なども含めて、業者さんのお力もかりながら各校のそういった除去作業にかかっていきたいということで、今、準備を進めているところでございます。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。ちょうど藤代中学校のほうでも、この間の土曜日に奉仕

作業ということで、保護者みんなで釘を探そうかという話があいにく天候が悪くて中止になってしまって、その中で作業の話が出て、次回のときに保護者みんなでやってみようかなんて話になりまして、そういう場合はその教育委員会等にある金属探知機などをお借りすることというのは可能なんではないでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

お答えします。私どもも今回の作業をするに当たって、さらに3台準備をしまして、今のところ教育委員会として4台ございますので、もちろん作業のところでタイミング的にお貸しできるのであれば、前向きに検討したいと思います。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

すいません、あともう1個なんですけど、しばらく前なんですけど、藤代スポーツセンターの土手かなんかに除草剤のようなものがまかれてしまったなんていうお話を聞いたんですけど、その後というのは、そのまま落ちついたとか、そういうことはございますでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

はい、1か月ぐらい前でしょうかね、サッカー場と土手の間に桜が植わっているんですけど、その根本あたりにまだらになんなんですけど、明らかに除草剤、多分噴霧器でかけたような感じで、草が一部枯れているという状況、市民の方から報告を受けまして、確認したところ、やはり除草剤で枯れたような感じがあって、うちのほうの対応としては立て看板をつけて、薬剤、そういったものを一切散布しないでくださいということで掲示してあるんですけど、その後は特に同じような状況、まかれたりとかは今のところは起きておりません。誰がまいたのかというのは、分からないところなんですけど、そういったことがありました。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御対応ありがとうございました。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

先ほど猪瀬委員からあった、校庭の釘の問題なんですけれども、まずは学校のほうからも連絡があって、今度、小学校の運動会が予定されているので、まず全小学校で奉仕作業のほうで目視確認をやってもらいました。それに合わせて、その探知機ということで、どのぐらいできるかということで、実際学校のものをお借りして職員でやってもらいました。やはり、トラック中心にあるんですよ。過去にラインをひもで固定したというものがあって、その残存があって、普段使いの中で気がつくものはあるんでしょうけど、まだ埋もれているものは金属探知機なんかを使わなくてはいけないので、そのやり方を業者と今やっているところなんです。それを先々きちんと予定を立ててやりたいと思います。それについても学校のほうには御連絡をしてありますので、また御意見等ありましたら、そういったことで準備は進めております。以上です。

そのほかにならないようでしたら、以上で本定例会に付議されました事件の審議は全

て終了いたしました。

令和5年第5回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前10時59分閉会